

最高裁総一第279号

(庶ろ-03)

平成31年3月8日

高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催
について（依命通達）

標記の会同を別紙の要領によって開催しますので，出席してください。

なお，随員として，高等裁判所事務局長を帯同してください。

(別紙)

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催要
領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成31年6月19日(水)及び20日(木)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) その他
- 5 会議員 高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長
- 6 日程

時間 日(曜日)	9:30 ～ 12:00	12:00 ～ 13:00	13:00 ～ 17:00	協議終了後
19日 (水)	最高裁判所長官 挨拶 協議	昼食 休憩	協議	懇談会
時間 日(曜日)	9:00 ～ 12:00			
20日 (木)	事務的協議 (事務連絡)			

最高裁総一第280号

(庶ろ-03)

平成31年3月8日

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催

について（依命通達）

標記の会同を別紙の要領によって開催しますので，出席してください。

(別紙)

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催要
領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成31年6月19日(水)及び20日(木)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) その他
- 5 会議員 高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長
- 6 日程

時間 日(曜日)	9:30 ～ 12:00	12:00 ～ 13:00	13:00 ～ 17:00	協議終了後
19日 (水)	最高裁判所長官 挨拶 協議	昼食 休憩	協議	懇談会
時間 日(曜日)	9:00 ～ 12:00			
20日 (木)	事務的協議 (事務連絡)			

最高裁総一第305号

平成31年3月8日

司法研修所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長 村 田 斉 志

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催

について（通知）

標記の会同が別紙の要領によって開催されることになりましたから，参列してください。

(別紙)

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催要
領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成31年6月19日(水)及び20日(木)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) その他
- 5 会議員 高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長
- 6 日程

時間 日 (曜日)	9 : 30 ～ 12 : 00	12 : 00 ～ 13 : 00	13 : 00 ～ 17 : 00	協議終了後
19日 (水)	最高裁判所長官 挨拶 協議	昼食 休憩	協議	懇談会
時間 日 (曜日)	9 : 00 ～ 12 : 00			
20日 (木)	事務的協議 (事務連絡)			

最高裁総一第306号

平成31年3月8日

司法研修所教官 矢 尾 和 子 殿

最高裁判所事務総局総務局長 村 田 斉 志

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催
について（通知）

標記の会同が別紙の要領によって開催されることになりましたから，参列してください。

(別紙)

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催要
領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成31年6月19日(水)及び20日(木)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) その他
- 5 会議員 高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長
- 6 日程

時間 日 (曜日)	9:30 ～ 12:00	12:00 ～ 13:00	13:00 ～ 17:00	協議終了後
19日 (水)	最高裁判所長官 挨拶 協議	昼食 休憩	協議	懇談会
時間 日 (曜日)	9:00 ～ 12:00			
20日 (木)	事務的協議 (事務連絡)			

最高裁総一第307号

平成31年3月8日

最高裁判所首席調査官 殿

最高裁判所事務総局総務局長 村 田 斉 志

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催
について（通知）

標記の会同が別紙の要領によって開催されることになりましたから，参列してください。

(別紙)

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催要
領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成31年6月19日(水)及び20日(木)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) その他
- 5 会同員 高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長
- 6 日程

時間 日 (曜日)	9:30 ~ 12:00	12:00 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00	協議終了後
19日 (水)	最高裁判所長官 挨拶 協議	昼食 休憩	協議	懇談会
時間 日 (曜日)	9:00 ~ 12:00			
20日 (木)	事務的協議 (事務連絡)			

最高裁総一第308号

平成31年3月8日

裁判所職員総合研修所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長 村 田 斉 志

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催
について（通知）

標記の会同が別紙の要領によって開催されることになりましたから，参列してください。

(別紙)

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催要
領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成31年6月19日(水)及び20日(木)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) その他
- 5 会議員 高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長
- 6 日程

時間 日 (曜日)	9 : 30 ～ 12 : 00	12 : 00 ～ 13 : 00	13 : 00 ～ 17 : 00	協議終了後
19日 (水)	最高裁判所長官 挨拶 協議	昼食 休憩	協議	懇談会
時間 日 (曜日)	9 : 00 ～ 12 : 00			
20日 (木)	事務的協議 (事務連絡)			

最高裁総一第309号

(庶ろ-03)

平成31年3月8日

知的財産高等裁判所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長 村 田 斉 志

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催
について（通知）

標記の会同が別紙の要領によって開催されることになりましたから，参列してください。

(別紙)

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催要
領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成31年6月19日(水)及び20日(木)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) その他
- 5 会議員 高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長
- 6 日程

時間 日 (曜日)	9:30 ～ 12:00	12:00 ～ 13:00	13:00 ～ 17:00	協議終了後
19日 (水)	最高裁判所長官 挨拶 協議	昼食 休憩	協議	懇談会
時間 日 (曜日)	9:00 ～ 12:00			
20日 (木)	事務的協議 (事務連絡)			

(庶ろ－１５－Ｂ)

平成３１年４月３日

高等裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局第一課長 平 城 文 啓

事 務 連 絡

６月１９日（水）及び２０日（木）開催の高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同において，別紙１記載のとおり協議テーマを定めるとともに，別紙２記載の所長にその意見表明をお願いすることにしましたので，地方裁判所長及び家庭裁判所長に伝達してください。

なお，管内に意見を表明する地方裁判所長又は家庭裁判所長を有する高等裁判所は，当該所長からなるべく簡潔にまとめた意見要旨（３７字×２６行で，Ａ４用紙３～４枚程度をめどとする。）の提出を受けた上，これを４月２６日（金）までに当職に提出してください。

おって，最高裁判所においては，会同当日の討議の参考としていただくため，高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長あてに当該意見要旨を５月２０日頃を目処に送付する予定です。

(別紙 1)

平成 3 1 年度長官所長会同協議テーマ (論点事項)

- 1 裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策について
 - (1) 各事件分野 (民事・刑事・家裁) の裁判部門において、各部内での意見交換や議論は、どのように行われているか。
 - (2) 部内での議論を充実させ、部の機能を十分に発揮させるために、部総括裁判官や所長はどのような役割を果たしていくべきか。
- 2 組織的に対応すべき事項に関する所長の役割 (事務的協議)
 - (1) 裁判手続の I T 化について
 - (2) 裁判所と地域社会とのつながりについて (裁判員制度 1 0 周年広報, 成年後見制度における連携等を通じて)

(別紙2)

長官所長会同の意見表明者

1 について

広島地方裁判所

團 藤 丈 士

富山地方・家庭裁判所

北 澤 純 一

静岡家庭裁判所

近 藤 宏 子

令和元年度長官所長会同配布資料目録

- 1 会同日程
- 2 会同員名簿
- 3 会同席図
- 4 会同進行予定

令和元年度長官所長会同日程

時間 日 (曜日)	9 : 30 ～ 12 : 00	12 : 00 ～ 13 : 00	13 : 00 ～ 17 : 00	協議終了後
19日 (水)	最高裁判所長官 挨拶 協議	昼食 休憩	協議	懇談会
時間 日 (曜日)	9 : 00 ～ 12 : 00			
20日 (木)	事務的協議 (事務連絡)			

令和元年度長官所長会同会同員名簿

東京高等裁判所長官	林	道	晴
大阪高等裁判所長官	安	浪	亮介
名古屋高等裁判所長官	綿	引	万里子
広島高等裁判所長官	大	門	匡
福岡高等裁判所長官	小	林	昭彦
仙台高等裁判所長官	秋	吉	淳一郎
札幌高等裁判所長官	植	村	稔
高松高等裁判所長官	秋	葉	康弘
東京地方裁判所長	垣	内	正
東京家庭裁判所長	甲	斐	哲彦
横浜地方裁判所長	杉	原	則彦
横浜家庭裁判所長	廣	谷	章雄

さいたま地方裁判所長	大	善	文	男
さいたま家庭裁判所長	孝	橋		宏
千葉地方裁判所長	合	田	悦	三
千葉家庭裁判所長	高	橋		譲
水戸地方裁判所長	中	村		慎
水戸家庭裁判所長	東	海	林	保
宇都宮地方・家庭裁判所長	岩	井	伸	晃
前橋地方裁判所長	相	澤		哲
前橋家庭裁判所長	高	野	輝	久
静岡地方裁判所長	三	角	比	呂
静岡家庭裁判所長	近	藤	宏	子
甲府地方・家庭裁判所長	細	田	啓	介
長野地方・家庭裁判所長	中	山	孝	雄

新潟地方裁判所長	大	野	勝	則
新潟家庭裁判所長	原		道	子
大阪地方裁判所長	小	野	憲	一
大阪家庭裁判所長	中	川	博	之
京都地方裁判所長	小	西	義	博
京都家庭裁判所長	植	屋	伸	一
神戸地方裁判所長	宮	崎	英	一
神戸家庭裁判所長	稲	葉	重	子
奈良地方・家庭裁判所長	大	島	眞	一
大津地方・家庭裁判所長	瀧	華	聡	之
和歌山地方・家庭裁判所長	清	水		響
名古屋地方裁判所長	揖	斐		潔
名古屋家庭裁判所長	鹿	野	伸	二

津地方・家庭裁判所長	多	見	谷	寿	郎
岐阜地方・家庭裁判所長	永		野	庄	彦
福井地方・家庭裁判所長	石		川	恭	司
金沢地方・家庭裁判所長	萩		本		修
富山地方・家庭裁判所長	北		澤	純	一
広島地方裁判所長	團		藤	丈	士
広島家庭裁判所長	吉		村	典	晃
山口地方・家庭裁判所長	宮		坂	昌	利
岡山地方裁判所長	生		野	考	司
岡山家庭裁判所長	長		井	秀	典
鳥取地方・家庭裁判所長	本		多	久	美子
松江地方・家庭裁判所長	横		溝	邦	彦
福岡地方裁判所長	平		田		豊

福岡家庭裁判所長	岸	和	田	羊	一
佐賀地方・家庭裁判所長	青		木		晋
長崎地方・家庭裁判所長	田		口	直	樹
大分地方・家庭裁判所長	岩		坪	朗	彦
熊本地方裁判所長	松		井	英	隆
熊本家庭裁判所長	根		本		渉
鹿児島地方・家庭裁判所長	片		山	昭	人
宮崎地方・家庭裁判所長	永		井	裕	之
那覇地方裁判所長	増		田		稔
那覇家庭裁判所長	遠		藤	真	澄
仙台地方裁判所長	大		竹	昭	彦
仙台家庭裁判所長	窪		木		稔
福島地方裁判所長	鹿		子	木	康

福 島 家 庭 裁 判 所 長	太	田	晃	詳
山形地方・家庭裁判所長	深	沢	茂	之
盛岡地方・家庭裁判所長	本	間	健	裕
秋田地方・家庭裁判所長	土	田	昭	彦
青森地方・家庭裁判所長	古 久	保	正	人
札 幌 地 方 裁 判 所 長	本	多	知	成
札 幌 家 庭 裁 判 所 長	石	栗	正	子
函館地方・家庭裁判所長	齊	木	教	朗
旭川地方・家庭裁判所長	栗	原	壯	太
釧路地方・家庭裁判所長	山	田		明
高 松 地 方 裁 判 所 長	岸		日 出	夫
高 松 家 庭 裁 判 所 長	辻	川	靖	夫
徳島地方・家庭裁判所長	石	原	稚	也

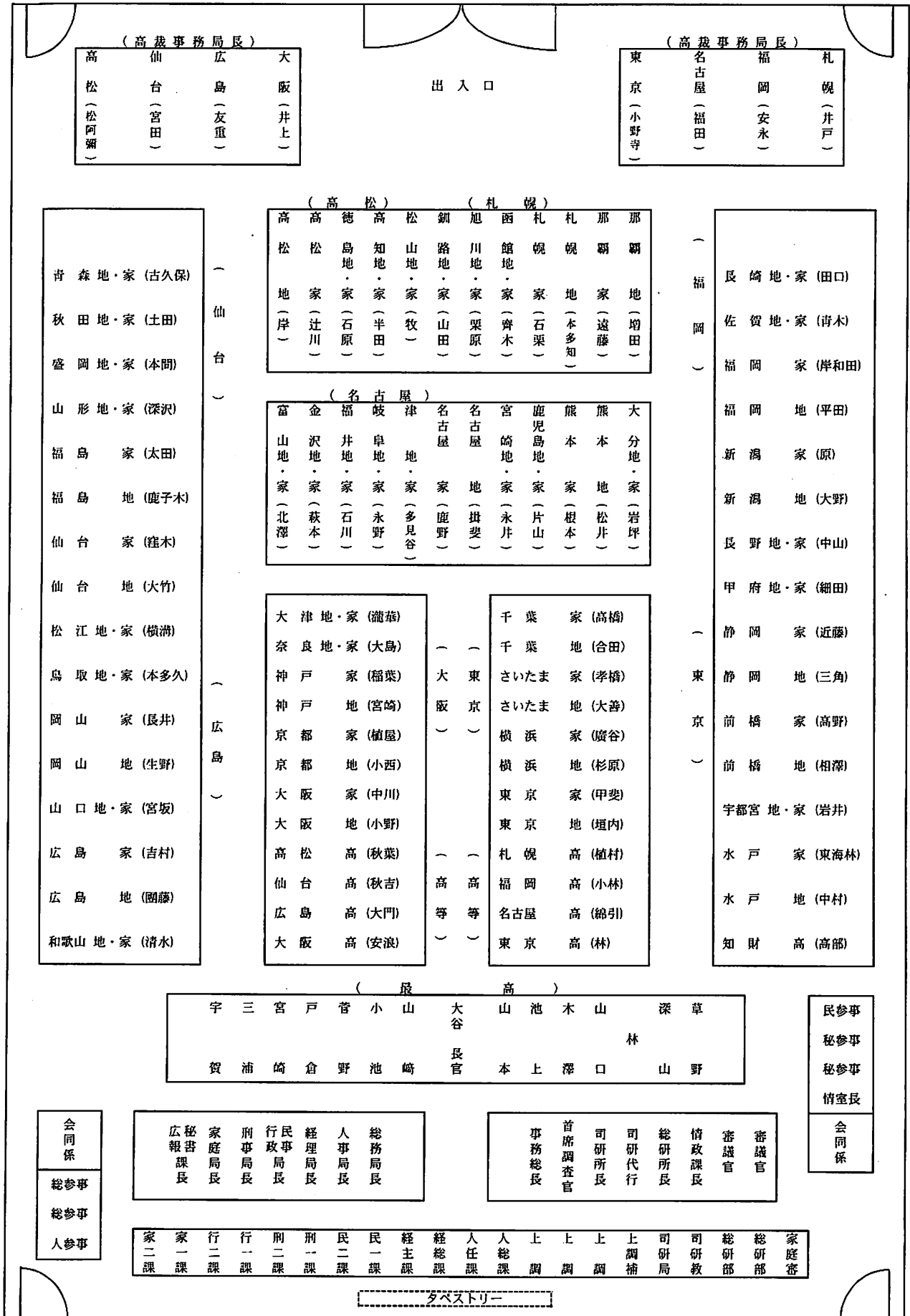
高知地方・家庭裁判所長

半 田 靖 史

松山地方・家庭裁判所長

牧 賢 二

令和元年度長官所長会同席図（大会議室）



令和元年度長官所長会同進行予定

●第1日目 6月19日(水)

協 議 事 項	意見表明庁	時 間	備 考
最高裁判所長官挨拶		9:30～ 9:40	10分
1 裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策について	広島地裁（團藤） 富山地家裁（北澤） 静岡家裁（近藤）	9:40～10:50	70分
(1) 各事件分野（民事・刑事・家裁）の裁判部門において、各部内での意見交換や議論は、どのように行われているか。		(10:50～11:05)	(休憩15分)
		11:05～12:00	55分
		(12:00～13:00)	(昼食)
(2) 部内での議論を充実させ、部の機能を十分に発揮させるために、部総括裁判官や所長はどのような役割を果たしていくべきか。		13:00～14:15	75分
		(14:15～14:30)	(休憩15分)
		14:30～16:00	90分
		(16:00～16:15)	(休憩15分)
		16:15～17:00	45分

●第2日目 6月20日(木)

事務的協議事項	意見表明庁	時 間	備 考
2 組織的に対応すべき事項に関する所長の役割 (1) 裁判手続のIT化について (2) 裁判所と地域社会とのつながりについて(裁判員制度10周年広報, 成年後見制度における連携等を通じて)		9:00~10:30 (10:30~10:40) 10:40~12:00	90分 (休憩10分) 80分

意 見 要 旨

高等裁判所長官
地方裁判所長 会 同
家庭裁判所長

令和元年6月19日，20日開催

協議事項（１日目（６月１９日））

１ 裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策について

- (1) 各事件分野（民事・刑事・家裁）の裁判部門において、各部内での意見交換や議論は、どのように行われているか。
- (2) 部内での議論を充実させ、部の機能を十分に発揮させるために、部総括裁判官や所長はどのような役割を果たしていくべきか。

広島地裁	１
富山地家裁	５
静岡家裁	９

事務的協議事項（２日目（６月２０日））

事務総長の司会進行により、以下の事務的協議が行われます。

２ 組織的に対応すべき事項に関する所長の役割（事務的協議）

- (1) 裁判手続のＩＴ化について
- (2) 裁判所と地域社会とのつながりについて（裁判員制度１０周年広報，成年後見制度における連携等を通じて）

1 裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策について

- (1) 各事件分野（民事・刑事・家裁）の裁判部門において、各部内での意見交換や議論は、どのように行われているか。
- (2) 部内での議論を充実させ、部の機能を十分に発揮させるために、部総括裁判官や所長はどのような役割を果たしていくべきか。

（広島地裁）

1 部内での意見交換や議論（以下「議論等」という。）と部の機能発揮

裁判部において、部は、事件処理を担う「単位」であるとともに、そこに配置された裁判官・職員等の育成の場であり、事件処理に関連するものを中心に、司法行政上の課題に取り組む「単位」でもある。

部内での充実した議論等は、単に、合議を充実させ、合議事件における審理や判決の質の向上につながるというだけではなく、部全体として事件処理に当たるという意識の醸成、司法行政上の課題への取組を通じた紛争解決機能の強化、議論等を通じた陪席裁判官の育成や先輩裁判官から後輩裁判官への訴訟運営（訴訟指揮、争点整理等）に関する技法とノウハウの伝授・共有という面でも、部の機能を十分に発揮することに資するものである。

さらに、裁判官の間での生き活きとした議論等は、配属されている司法修習生が裁判官という職に対する魅力を感じ、裁判官に任官したいという思いを強くする契機ともなるものである。

このような部の運営について責任を持つ部総括は、主任書記官と連携しつつ、部に配てられた事件を全体としてどのような体制で処理するのが最も効果的・効率的であり、かつ、陪席裁判官、職員等の育成にも寄与するかという点を念頭において、書記官の担当決め、裁定合議事件の選定・主任裁判官の指定等にリーダーシップを発揮することが求められるが、部は、部総括自身にとっても、そのような役割を適切に果たすよう努めることにより、将来、より大きな規模の組織

の運営を担う際に求められる司法行政的視点や能力を培う場としても機能することになる。

2 広島地方裁判所における実情

【刑事部】（2か部3合議体）

各合議体においては、公判前整理手続を含む裁判員裁判の円滑な審理及びスケジュール確保のために、部全体の事件の審理状況を把握し、3人の裁判官がそれぞれ役割を分担することが必要とされることから、部内のミーティングが随時開かれ、そこで陪席裁判官も自らの役割を自覚した上で議論等に参加する環境が整っており、各合議体内において、日常的に構成員による議論等が行われている。その内容としては、部総括、右陪席と左陪席との間の経験値の開差を埋めるという観点からのものが多く、部総括連絡会などの機会に所長から示された司法行政上の課題についても議論等が行われている。

合議体横断的な情報交換・共有に関しては、外国人事件、秘匿事件、令状事件等のテーマ別のPTや裁判官と書記官による刑事部会、事務局との意見交換会などのほか、研さんの一環として各合議体の左陪席に多様な裁判員裁判を経験させるため、他の合議体の左陪席を加えた構成での裁判員裁判の審理・判断を行うという取組も行っている。

【民事部】（4か部うち訴訟事件担当部3か部、非訟事件専門部1か部）

各部総括は、書記官を含めた部内のミーティングや合議事件に係る合議に加え、議論等のための一定時間をあらかじめ設定し、その時間内では、単独事件も含め、各裁判官が疑問に思った点を自由に話題にできるようにするなど、合議や部内での議論等を充実させるべく取り組んでいる。これまでのところ、部内での議論等のきっかけ作りや自由に議論等を行う環境作りは主として部総括が担っており、右陪席が積極的にきっかけ作りをすることは多くはないというのが実情である。

合議の充実を検討する際のあい路の一つとされてきた右陪席の負担感については、平成30年4月に合議充実のため右陪席1名の付加定員の増配置が得られたことにより以前に比べて軽減され、右陪席主任の合議事件や合議事件における右

陪席の関与も増えている。また、当庁で初めて部総括指名を受けた者が多いことを反映して、部総括が、部の運営に関し右陪席に相談したり、右陪席と意見交換したりすることも多く、その結果、右陪席にも、部総括を補佐すべき立場にあるとの自覚が醸成されている例も見られる。

部横断的な情報交換・共有に関しては、民事裁判IT化検討体、合議充実連絡会等のテーマ別のPTや裁判官と書記官による民事部会、事務局との意見交換会、右陪席の会などのほか、互いに他部の合議の長所を吸収し合議の充実に資するため、左陪席を別の部の合議事件の審理・判決に主任裁判官として関与させるという取組も行っている。

3 部総括が果たすべき役割

部内での議論等を充実させ、部の機能を十分に発揮させるためには、各裁判官・職員が意識的、能動的に議論等に参加することが重要であり、部総括としては、そのための環境作りをすることが必要である。とりわけ、部総括には陪席裁判官の個性や事件の内容に応じた適宜適切なリードを行い得るだけの柔軟性が求められる。また、議論等が部総括の考えの一方的な押し付けになったのでは意味がないので、陪席裁判官との間で、相互に相手の意見や考え方を尊重し合うという信頼関係を形成することが求められる。そして、陪席裁判官の育成という観点からは、議論等に際して、それを行う目的・目標を明確にし、参加する陪席裁判官の果たすべき役割（例えば、各陪席裁判官が、部全体としての事件処理、部の運営、裁判所の組織的課題について、どのような役割を果たすべきか。）について、各人に的確に認識させることが必要となろう。この点に関し、部内又は部を越えて、裁判官・職員間の議論等の機会には、高裁管内全体の取組である「オープンでフラットな議論」の実践に努めている。

4 所長が果たすべき役割

所長としては、まず、部総括による部内での充実した議論等のための環境作りの取組を後方支援することが求められる。裁判官の面談の際などに、部内での議論等の状況やそれについての意識を聴取することなどを通じて、陪席裁判官の意

識の涵養を図っていくことが考えられる。また、部総括連絡会等の場を活用して、裁判部にも関連する司法行政上の課題について各部総括に説明し、各部における検討とその結果の報告を求めることにより、各部での議論等のきっかけとするとも考えられる。なお、部内での議論を充実させる取組は、部の体質を改善し、各裁判官・職員の「基礎体力」を向上させることにより、裁判所全体としての紛争解決機能の向上につなげていくという一面を有するものであって、事件処理面において即効性があるものではないから、未済事件数の増減に一喜一憂していると受け取られるような言動を慎むことも肝要であろう。

次に、当庁のような複数の部が存在している裁判所においては、部を基本単位とする取組を、部の枠を超えて共有できるような環境を整備することも所長として果たすべき役割の一つである。当庁では、上記のとおり、左陪席を別の部・合議体の主任裁判官として事件処理を行うという取組や右陪席が部の枠を超えて情報交換・共有をできる場としての右陪席の会を設けるなどの取組をしているが、前者については、合議充実連絡会からの提案を所長として了承したものであり、後者については、転入してきた右陪席に幹事役を頼み、同裁判官に他の裁判官に対する声かけと会の運営を任せ、節目節目に開催状況の報告を受けているだけで、所長として積極的に関与しているわけではない。所長としては、各裁判官の自発的検討や取組を促し、その結果を尊重しながら必要な環境整備をしていきたいと考えている。

1 部の役割と機能

- (1) 部の構成の基本単位は、裁判長、右陪席及び左陪席からなる3名の合議体である。陪席の数に応じて単複の合議体が構成され、これに書記官室が対応して、部全体が組織される。部総括は文字どおり部の要である。
- (2) 社会に生起する紛争は多様化し、複雑困難な問題が増えている。裁判官は、紛争の背景にある社会現象を的確にとらえ、当事者の行動を多角的に捉えてその合理的な意思を探究しなければならない。新しい問題、新しい規範への対処が必要であり、このような問題にこそ部を上げて対処する必要がある。一方、将来の問題に向け、司法の前線を担う部から意見を徴する必要が増大しており、また、裁判員裁判10周年広報活動への協力に見られるように具体的な活動に部が積極的に関わる必要も生じている。こうしたことを踏まえて改めて部の役割と機能を考えると、事案の特性をとらえた的確な審理を行うための基盤を構成する役割と、事件処理以外の部に寄せられる課題や問題について、意見交換や議論によって合意形成を図る場としての機能が期待されているといえよう。

2 裁判部門における各部内での意見交換や議論の実態

- (1) 当庁には、本庁に民事・刑事が各1か部あるだけである。
- (2) 各部内での意見交換や議論は、事件処理を中心に行われており、司法行政事務に関する対応について、庁としての意見をまとめる必要がある場合は、関連する部を中心に議論し、必要に応じて部外の意見が参照されている。しかし、部内の意見交換や議論は、事件処理とそれ以外を含め、その結論が示されるだけで、意見交換の中身や結論に至るまでのやり取りは明らかではない。

3 部内での議論を充実させ、部の機能を十分に発揮させるために、部総括裁判官や所長が果たすべき役割

(1) 部総括の役割

上記1(2)から、部総括には、審理のための基盤として、また、部内の合意形成を図る場としても、最大の効果を上げることができるよう部を運営する役

割が求められる。そのためには日頃から部内で、多角的な視点から幅広く意見交換をし合うようにしておくことが要請される。裁判官の育成の観点からも、部をメリハリある議論の場としておくことは極めて有用である。なお、従前、裁判官は、司法行政上の課題は、所長と事務局の責任であると考えがちであり、部総括にしても、かつてはその例外ではなかったが、司法研修所における部総括研修で、組織運営についても研さんすることで、裁判事務と司法行政事務について理解を深めているのが現状である。

(2) 所長による部の実情把握

所長は、所属庁の長として、当該庁の組織力を上げる責務がある。そのためには部の実情を把握しておく必要がある。小規模庁では、民事部同士間、刑事部同士間で直接比較検討することができないこと、また、部に係属する事件数がそれほど多くないことから、その把握がおろそかになりやすいことがあい路である。地道な対策は以下のとおりである。

ア 民事では、新受、既済の動向、未済については全体及び長期未済の件数の増減、平均審理期間の増減状況、未済改善率の増減、既済合議率と未済合議率を比較することで、刑事では、裁判員裁判事件及び刑事通常事件の新受の増減、各既済及び未済の動向のほか、裁判員裁判事件について公判前整理期間及び平均審理期間等を検討することで、部のパフォーマンスの状態を相当程度知ることができる。

イ 右陪席と仕事ぶりについて対話することで、部内における合議(評議)の状況がある程度感得できる。また、小規模庁では、部が民刑に分かれていても、事務分担上は相互に補充関係に立ち、令状等の関係でも横のつながりが強いから、他の部の右陪席との対話を通じて有為な情報が得られることも多い。これに対し、左陪席からの情報は、その性質上、あくまで参考程度にとどめるべきであろう。

ウ 右陪席には、他職経験者や、弁護士任官者など特質を備えた者が増えている場合があるが、部内の審理のためにその有為な経験が適切に反映されてい

ないときは、議論が硬直化しているおそれがある。また、上訴された右陪席の判決に問題がある場合は、部総括を通じて助言等がなされるべきであるが、部総括の手が回っていない可能性がある。

エ 職制を通じて書記官室から局長室に問題が寄せられることがあり、これらによって部の実情が窺える場合もあるので、有効に活用したい。

(3) 部内の問題への対応における所長の役割

ア 所長は、上記(2)で得た情報をもとに、部総括と協議をして、当該部総括の部の運営に対する姿勢や合議（評議）に対する目的意識の高さをみることになる。部総括が前記1(2)の目的意識の下に部を運営していればよいが、部総括が自分の単独事件を優先して合議事件を後回しにするなどは論外として、裁判事務以外はもっぱら陪席に担当させて自分は合議事件の判決に傾注している場合が問題となる。所長としては、このような場合にこそ、これまで裁判長及び部総括として培った経験に照らしながら、冷静にその原因を考える必要がある。部総括は、頭では目的意識を理解しているが、部を動かすのに慣れていない場合もあるから、直ちに能力不足と即断すべきではなかろう。

イ 原因の究明ができれば、それを部総括と共有することになるが、部総括が目先の事件処理に追われているようであれば、事件全体の進め方等について部内で議論するように指導すべきである。部総括の中には、この段階で改めて合議の重要性を認識する者もいる。喪失しかけている自信を取り戻させ、更に経験を積ませるように指導することが大切である。

ウ 所長の後押し策としては、部総括と協議をし、部の事件を離れて、陪席裁判官に対して、司法への情熱を語り、ノウハウを伝えることによって、その育成を分担することが考えられる。時代は大きく変化し、至る所で説明義務が謳われるようになり、陪席の意識やニーズも多様化しているので、所長が語る場合は、社会状況等の変化に触れながら、陪席らに積極的に将来の夢を語らせることが肝要であり、併せて手控えの記載の仕方や訴訟指揮の方法など、時代の変化に耐えてきた基礎的技術を伝えることが歓迎されよう。

(4) 部又は庁を超えた問題への対応における所長の役割

部の機能が部又は庁を超えた問題への対応を含むことは、前記1(2)のとおりである。最近では、組織的課題として、各部を通じ、また部のない庁の各係や支部を通じ、そして事務局を統括して、庁として対処する必要のある問題（プロジェクト対応問題）が生じている。

部を横断し、縦割り組織である事務局を絡めて内部検討体制を敷くことは、組織の規模が大きくなるに従って難しくなる。一般的に言えば、関係部署から人材を選び出してチームの構成員を決め、別途中核となる人物（以下「中核者」という。）を決めることになるが、小規模庁では、所長のリード次第で、チーム編成を効率的に進めることができ、庁内情報をもとに適任者を中核者として選任することができる。中核者に人を得た後は、チーム内の情報ルートを明確化させ、セクショナリズムを排するようにして、情報や意思決定事項が明確に伝達できるようにしておくことが肝要であり、所長は、中核者から逐次報告を受け、案件の進捗状況に気を付けながら、チーム全体の士気を下げないような配慮をしていくべきである。なお、（案件にもよるが）この種の問題については、部総括に事前に情報を提供しておく必要はない。部総括及び各陪席を交えたフラットな場で問題意識を啓発させるようにすれば、裁判官は自ずと議論の必要を感じ取り、部内及び庁内で積極的に意見交換するようになっていくと感じている。

(静岡家裁)

1 家裁の裁判部門における部内での意見交換や議論の実情について

(1) 静岡家裁本庁における実情

当庁に部は置かれておらず、上席裁判官と4人の裁判官（いずれも家裁専従、うち1人は週4日出張所てん補）が大部屋の裁判官室で執務し、一つの事件類型について複数の裁判官が担当するという態勢がとられている。

当庁の各裁判官は、事件処理方法等について活発な意見交換を行っている。具体的には、①担当事件について日常的に相談し合い、②隔月1回、裁判官室内で担当事件の勉強会を行い（疑似合議）、③月1回、裁判官・調査官・書記官による、④面接交流事件の調査に関するケース研究（既済事件）及び⑤調停充実のためのPTを行い、これらの機会に裁判官同士あるいは他職種も交え、手続・審理方法・調査内容・判断等の適否について広く批判的な意見交換を含めた議論を行い、手続及び判断の質の向上につなげようとしている。また、高裁から還元された抗告審決定についての議論も行っているほか、調停委員の研修会、後見の三士会、各書記官室とのミーティング、各支部とのTV会議、家事抗告部との座談会、その他の準備のための意見交換を行っている。さらに、必要に応じて、東京・横浜等の大規模庁の裁判官に取扱いの問合せ等も行っている。

(2) 各支部における実情

ア 管内の大型支部（沼津・浜松）では、それぞれ、支部長ほか複数の裁判官が家裁事件を担当しているが、そのほとんどが民・刑事件を担当しながらの兼務である。このため、家裁事件に特化した裁判官同士の勉強会等はい行われていない。事件処理に関する日常的な相談は必要に応じて行われているものの、特に、沼津支部では、家裁事件担当の筆頭裁判官は個室で執務をしていて繁忙度も高く、他の裁判官も、民・刑で棟も分かれているため、適宜の相談がしにくい環境にある。

いずれの支部においても、支部ごとの研修会、各種TV会議、調査官室・

書記官室とのミーティング、家事抗告部との座談会、司法研修所の研究会等への支部裁判官の参加等の各機会に、必要な範囲で準備や結果報告等に関する意見交換が行われているものの、その程度にとどまっているのが実情である。

イ 管内の一人支部・二人支部の各裁判官は、各種ＴＶ会議に参加するほか、年３回裁判官会議の当日に開催される家裁実務協議会（常置委員会と裁判官会議との合間の６０～９０分間、民・刑・家事の分科会方式、管内全裁判官がいずれかに出席）に、家裁事件に関する実践的な協議問題を提出するよう上席裁判官から働き掛けられており、進行中の事件に関する問題について率直な意見交換が行われていて好評である。人的な交流の場ともなり、支部裁判官から本庁裁判官への電話相談にもつながっている。

また、本庁で行ったミーティングの結果等のうち、参考になるものは、適宜、上席裁判官から管内支部の裁判官に対し情報提供を行っている。

２ 部内での議論を充実させ、部の希望を十分に発揮させるため、部総括裁判官（上席裁判官）や所長が果たすべき役割について

（１）家裁の特殊性と裁判官同士の議論の充実等との関係

部の設置がなく、原則として合議事件を取り扱わない家裁においても、意識的に裁判官同士の議論等を充実させ、裁判部の機能を発揮させることは可能であり、むしろ、家裁事件の特色から必然的に意見交換が促されやすいともいえる。

すなわち、家裁事件は、①多職種が関わり、②処理方針の均一化の要請の高い事件類型が多く、③後見事件や少年事件は、外部の多くの機関との連携が必要とされるなどの特色があり、裁判官同士の事前の意見調整が必要とされる場面が多い。その上、家裁所長の多くは、自ら事件処理を担当しているため、裁判官同士の議論の実情を把握しやすい。

これらの特色を活かし、現に当庁では部の機能の活性化がある程度図られていると思う。

しかし、支部では、兼務裁判官が多く、家裁事件担当裁判官としてのまとまりの意識も薄く、繁忙度も高いため事件処理に追われ、意見交換等は活性化されにくい。

(2) 上席裁判官や所長の果たすべき役割

裁判官同士の議論の充実化を図るためには、各裁判官に対する「意識作り」と意見交換が行われるための「仕組み作り（方策）」が重要であると考える。

ア 意識作り

まずは、上席裁判官の意識作りが要となる。所長としては、上席裁判官に対しその役割をしっかりと説明する必要がある。当庁では、上席裁判官の着任時に事件負担割合が他の裁判官よりも軽減されている趣旨や司法研修所における上席裁判官の役割に関する講演録の内容等を紹介しながら、その役割の重要性を説明した。また、日常的にも上席裁判官と短時間の意見交換の場を頻繁に設ける努力をしている。さらに、上席裁判官は毎週幹部会に出席しており、当庁の事件処理に関する問題についてはまず上席裁判官に相談するという態勢も確立している。これらによって、本人は、その役割を相当程度自覚できており、当庁の他の裁判官の意識作りにも貢献している。

他方、繁忙度が高く、兼務裁判官の多い各支部においては、意識作りも進んでいない。所長として、支部長と意見交換をしたり、裁判官会議や各種協議会の場など、各裁判官に直接話すことのできる機会に、語り掛けたり、情報発信をしたりするなどの工夫をしているが、功を奏しているとはいえない。

イ 仕組み作り（方策）

裁判官同士の議論を充実化させるため、所長として、①支部を含め、一つの事件類型について複数の裁判官が担当する態勢をとる、②TV会議のみならず、支部を交えた裁判官同士が顔を合わせることでできる研究会の活性化を支援するなどの仕組み作りを心掛けてきた。また、上席裁判官は、他の裁判官や他職種と相談の上、①各種研究会、TV会議等の開催やその内容のブ

ラッシュアップ、②各支部に対する支援や情報提供等の仕組み作りを工夫してきており、所長としてもこれらを側面から支援している。

幸い、当庁では上席裁判官のみならず所属の各裁判官の意識も高く、疑似合議的勉強会は所属裁判官の提案で始まったものであり、また、調停事件の研究会には調停事件を担当していない人訴事件担当者も自ら参加を申し出るなど、各裁判官が主体的に仕組み作りも行っている。

(3) 課題

課題としては、個々の裁判官の意識作りが、全体としては進んでいない点が挙げられると思う。いまだに一定数の裁判官は、本音では、自分に配点された担当事件の処理以外は本来の職務ではないという意識を持っていることがうかがわれる。

また、部の活性化の問題についても、これまでの議論の経緯等からして、民事部における付合議の活用等の問題、あるいは、部総括という役職の課題といったものとして認識され、それ以外の裁判官にとっては、いわば他人ごととして受け流されている懸念があるように思う。

その要因としては、伝統的に、裁判官は配点された担当事件の処理に全力で取り組むことこそが本来の職務であると根強く考えられてきた一方、組織運営等の課題への取組の必要性が強調されるようになったのはここ最近のことであり、その根本的な意義や位置付け、具体的な内容、個々の裁判官が果たすべき役割に関する共通認識はいまだ十分には形成されていない点を挙げるができると思う。

特に、最近では、男女を問わず、子育ての負担等から勤務時間に制約のある裁判官が少なくなく、本来の職務か否かという観点は重要なことと思われる。これらを改善するためには、改めて、民事・刑事・家裁の担当事件の如何を問わず、個々の全裁判官が腑に落ちる形で、裁判所における事件処理の在り方そのものの、部の存在意義、組織運営等の司法行政上の課題に関する個々の裁判官の役割について、明確な共通認識が形成できるよう、その内容を十分に深めた

上で、司法研修所での研修を含め、裁判所全体としての適切な働き掛けの在り方をさらに工夫し、実践していく必要があるものとする。

令和元年6月19日

高等裁判所長官
地方裁判所長 会 同
家庭裁判所長

最高裁判所長官挨拶

最高裁判所長官挨拶

平成から令和へと新たな時代を迎えました。これまで、裁判所は、社会経済活動の複雑化や少子高齢化の進行に伴う社会構造の変化、価値観・家族観の多様化や国際化の進展等による国民意識の多極化・流動化等に的確に応えるべく、司法制度改革を始めとする大きな制度改革に対応しながら、在るべき裁判の姿を追求してきました。ＡＩやＩＯＴの急速な普及が国民の生活を大きく変容させつつあることに象徴されるように、社会の変化が一層加速することが見込まれる中、安定した社会の基盤の一つであるべき司法に対する国民の期待はますます高まっていくものと想像されます。これまで培ってきた知見、議論の蓄積を十分にいかしつつ、同時に、社会の進んでいく先を見据え、従来の発想にとらわれることなく、裁判の姿が時代に即し国民の期待に応えられるものになっているかを常に問い続け、必要な改革を着実に行っていかなければなりません。

民事事件については、民事訴訟手続のＩＴ化に関する検討が、全国の地方裁判所等において行われています。また、本年度中にはウェブ会議等を利用した争点整理の新たな運

用の開始が予定され、その円滑な実施に向けた準備も進められているところです。こうした検討作業は、現状の手続の一部をITに置き換えるにとどまるものではなく、民事訴訟の在り方の抜本的見直しにつながる契機となるものであることから、実務を担う一人一人の裁判官には、現在の運用を批判的に考察し、民事訴訟の改革のために何をすべきかを真剣に考え、主体的に取り組むことが求められます。とりわけ、民事訴訟手続の中核を成す争点整理については、これまでもその充実に向けた取組が続けられてきたところですが、IT化に伴う改革にも連動させつつ、現在の課題を克服し、新たな制度にふさわしいプラクティスを確立しなければなりません。そのためには、この機会に、争点整理を行う目的とその基本的な在り方につき改めて裁判官の間で共通認識を醸成した上で、真の意味での争点中心型の審理を実践することにより事案に即してメリハリの利いた審理判断を実現するための方策を検討し、継承・発展させていくことが重要です。そのような問題意識を持って、各部、各裁判所で幅広く意見交換がされることを期待します。

裁判員制度は、本年5月に、施行から10年の節目を迎えました。この間、おおむね安定的に運営されてきたのは、

何より参加される国民の高い意識や誠実な姿勢のおかげですが、法曹三者の努力、協力の成果でもあると言ってよいでしょう。裁判所職員各位の努力に対しても、ここで改めて敬意を表したいと思います。ただ、制度を更に発展させ、国民の間に根付かせていくためには、公判前整理手続の長期化等の従前からの課題のほか、裁判員と裁判官の間で真の意味での実質的協働を更に押し進めることや、裁判員裁判の成果を刑事裁判全体に及ぼしていくことなど、より大きな課題に腰を据えて取り組んでいく必要があります。その際には、法曹三者各々が蓄積された事例を検証するとともに、相互の議論を深めることによって、現状や課題についての問題意識を共有することが求められます。また、裁判員制度10周年を機に各庁で広報活動が積極的に行われていますが、裁判所と地域社会との距離を縮め、制度への理解を広めるための取組は、本来他の裁判分野においても大きな意味を持つものであり、これを契機に今後も息長く続けてもらいたいと思います。裁判員制度の後に導入された新時代の刑事司法制度に係る新たな諸制度も、今月をもってその全てが実施されることとなりましたが、裁判所には、法の求める役割を着実に果たしていくことが求められ

ます。

社会や家族の在りようの変化に伴い、家庭裁判所に対する国民の期待はますます高まり、求められる役割も多様になっています。本年度は、成年後見制度利用促進基本計画に基づく取組の中間年に当たります。この中で、家庭裁判所は、いわば地域の力を結集して本人と後見人を支える態勢を構築する取組との連携を求められているわけですが、これは、これからの家庭裁判所の在り方の一つを象徴するものといえます。地方自治体等関係機関との連携を深め、各地における取組を粘り強く後押しするとともに、引き続き、個々の事件処理における運用の改善に向けても真摯に取り組んでいく必要があります。面会交流事件を始めとする子をめぐる事件は、多角的な分析が求められ、当事者間の対立も先鋭化しやすいことから、解決に困難を伴うものが少なくありませんが、これまで培ってきた各職種の知恵を集め、子の福祉の観点からより良い解決に向けて取り組まなければなりません。少年事件においても、働き掛けや処遇の選択に困難を伴う事件が少なくなく、非行の背景・要因を含む的確な分析と関係機関との連携を強化し、少年の改善更生に向けた適切な措置を追求していくことが求め

られています。創立70周年の節目の年に当たり、法的な紛争解決機関としての家庭裁判所像を今一度振り返るとともに、新たな時代に果たすべき役割を見つめ直す良い機会にしてほしいと思います。

各分野における以上のような取組を押し進め、裁判所が適切にその使命を果たしていくためには、裁判部門の中核を構成する「部」において、部総括裁判官を始めとする構成員それぞれがその役割を果たしつつ、各分野における改善等に向けた意見交換を行うなどして、その機能を十分に発揮させるとともに、部の置かれていない家庭裁判所や支部等においても同様の機能を果たせるようにしていくことが重要であると考えられます。事務局も、そうした問題意識を共有し、裁判部門を支えるために、業務の見直しを行うべき点はないか、不断の振返りが求められていることは、改めて言うまでもありません。

あわせて、所属する部署のいかんを問わず、各裁判所職員が、それぞれの持てるものをいかしながら、自己研さんを通じて幅広い分野の知識や実情等を吸収し、広い視野や深い洞察を持って職務に取り組む必要があります。とりわけ、裁判官は、裁判事務及び組織運営の要として、高い志

を持って、主体的かつ自律的に研さんの努力を続け、日々誠実に職務に励むとともに、裁判所が抱える諸課題を的確に把握し、これに向き合っていくことが望まれます。また、これらを支援するための研修の充実強化についても、引き続き、取り組んでいく必要があると考えます。

新たな時代にあっても、裁判所が国民の信頼と期待に応えていくことができるよう、裁判所職員一人一人が真摯にその職責を果たしていくことを期待して、私の挨拶とします。

以上